

別添

被扶養者を対象とする特定健康診査等（巡回）単価契約仕様書

1 業務委託概要

実施会場を県内四方面含む隣接都県内に複数箇所手配し、厚生労働省令第157号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及び厚生労働省告示の規定に基づき実施する特定健康診査及び特定保健指導（動機付け支援、積極的支援）並びにがん検診を実施するものとする。

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までの間

ただし、特定保健指導については、前記委託期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく指導を行う対象者が、委託期間内に初回面接を実施した場合に限り、当該指導の終了（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）する日までを委託期間とする。

3 対象者

警察共済組合埼玉県支部組合員の40歳から74歳までの女性の被扶養者

4 業務委託内容

厚生労働省令第157号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」及びその規定に基づく厚生労働省告示の規定等に基づき実施すること。

(1) 特定健康診査の実施

ア 特定健康診査の実施会場については、埼玉県内及び隣接都県内に計25ヶ所以上設けること。

イ 必須項目のみではなく、詳細な健診項目についても医師の診断に基づき実施すること。

ウ 特定健康診査結果の報告

報告様式は、厚生労働省が指定する標準的な電子データファイルの仕様を満たした形式で報告すること。

また、受診者一覧表を作成し、提出すること。

(2) がん検診の実施

ア 特定健康診査受診者のうち、がん検診を希望した者について、5 (2) の検査を実施すること。

イ がん検診結果の報告

受診項目が明記された一覧表を作成し、提出すること。

ウ 費用の負担

1人当たり15,000円を上限として当支部が負担するため、15,000円を超える場合には、超えた分を受診者から徴収すること。

エ 乳がん検査

マンモグラフィー又は超音波のどちらかを選択させること。

(3) 特定保健指導の実施

ア 特定保健指導の初回面接実施会場

(ア) 複数の会場を設けること。

(イ) 情報通信技術を活用して実施することを推奨するが、情報漏えい等に特段の注意を払うこと。

(ウ) 健診結果が揃わない場合の分割実施を積極的に行うこと。

イ 特定保健指導結果の報告

報告様式は、厚生労働省が指定する標準的な電子データファイルの仕様を満たした形式で報告すること。

また、実施者一覧を作成し、提出すること。

(4) 配布資料作成

受診券、案内資料、封筒を作成し、当支部からの案内等も封入のうえ、当支部指定の場所に納品すること。

また、受診券については、当支部指定の様式で作成すること。

5 予定数量

(1) 特定健康診査

500人

(2) がん検診

ア 胃がん検査（胃部X線）	500人
イ 大腸がん検査（便潜血2回法）	500人
ウ 子宮頸がん検査（医師採取）	500人
エ 乳がん検査	
マンモグラフィ	180人
超音波	320人

(3) 特定保健指導

- ア 初回面接1回のみ（すべての健診結果から結果として特定保健指導の必要がないと認められた者に対する初回面接分） 50人
- イ 動機付け支援 65人
- ウ 積極的支援 20人

(4) 配布資料の作成

2,000部

(5) その他

ア 厚生労働省告示「特定健康診査の外部委託に関する基準」及び「特定保健指導の外部委託に関する基準」を充たしていること。

イ 個人情報の保護に関する関係法令等を厳格に遵守すること。

- ウ 発注者が主催する業務委託に関わる打合せ等に参加すること。
- エ この仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議の上実施すること。